

組合員のみなさまへ

組合員資格確認のお願い

J A 定款規定により、組合員加入申込時の提出書類記載事項に変更があった場合や、組合員資格に変動等があった場合は、その旨を届けていただくことになっています。

つきましては、組合員資格・氏名・住所・電話番号等の届出事項に変更・修正があった場合は、支店へお申し出いただきますようお願いいたします。

当組合の組合員資格

●正組合員資格

- (1) 農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地又は施設が当組合の地区内にあるもの
- (2) 1年のうち 30 日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設が当組合の地区内にあるもの
- (3) 農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が 300 人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が 3 億円を超える法人を除く）

●准組合員資格

- (1) 当組合の地区内に住所を有する個人で、当組合の事業を利用することが適当と認められるもの
- (2) 当組合から事業に係る物資の供給又は役務の提供を 1 年以上継続して受けている当組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続き当組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- (3) 当組合から事業に係る物資の供給又は役務の提供を 1 年以上継続して受けている当組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続き当組合の事業を利用することが適当であると認められるもの